

川崎市立学校施設包括管理効果分析・検証及びアドバイザー業務委託
公募型プロポーザル業務提案書評価基準

1 評価項目等について

表 1 標準評価項目一覧表

評価分類			評価項目
実績群	様式 5	業務実績等	・ 類似業務実績
提案内容群	様式 6	業務の実施体制及び 実施方針・手法	・ 業務実施体制の妥当性 ・ 業務実施方針・手法の妥当性
	様式 7 (課題 1) (課題 2)	課題に対する提案	・ 課題に対する理解力 ・ 提案内容の実現性
見積金額群	任意の様式	見積金額	・ 見積金額の妥当性

課題 1 全市展開に向けた麻生区モデル事業の定量的・定性的効果検証の手法提案及び
全市展開した場合の定量的・定性的効果の検討にあたっての考え方について

課題 2 全市展開に向けた事業スキームの考え方について

2 評価及び事業者選定方法

- (1) 各評価項目について 4 段階評価を行う。
- (2) 評価は選定委員全員の合議により行い、当該業務に最も適した事業者を選定する。
- (3) 評価項目が 1 項目以上最低点となった事業者（3 評価の視点（3）見積金額群が最低点となった場合を除く）又は評価点の合計が 60 点未満の事業者は選定しない。
- (4) 評価点の合計が同点となった場合は、出席した選定委員の多数決により過半数をもって選定する。また、可否同数のときは委員長が決する。

3 評価の視点

各評価項目については、以下の視点を参考に評価する。

(1) 実績群

事業者の業務実績について、「業務実績等（様式5）」に基づき総合的に評価する。

当該業務を実施する上で優れた実績を有していると評価できる	10点
当該業務を実施する上で十分な実績を有していると評価できる	8点
当該業務を実施するための実績として概ね評価できる	5点
当該業務を実施するための実績としては疑問がある	0点

(2) 提案内容群

ア 業務の実施体制及び実施方針・手法について

・業務実施体制の妥当性

業務実施体制の妥当性を、「業務の実施体制及び実施方針・手法（様式6）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で優れた実施体制であると評価できる	10点
当該業務を実施する上で十分な実施体制であると評価できる	8点
当該業務を実施するための実施体制として概ね評価できる	5点
当該業務を実施するための実施体制としては疑問がある	0点

・業務実施方針・手法の妥当性

業務実施方針・手法の妥当性を、「業務の実施体制及び実施方針・手法（様式6）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で優れた実施方針・手法であると評価できる	10点
当該業務を実施する上で十分な実施方針・手法であると評価できる	8点
当該業務を実施するための実施方針・手法として概ね評価できる	5点
当該業務を実施するための実施方針・手法としては疑問がある	0点

イ 課題1 全市展開に向けた麻生区モデル事業の定量的・定性的効果検証の手法提案及び全市展開した場合の定量的・定性的効果の検討にあたっての考え方について

・課題に対する理解力

課題に対して的確に理解しているかを「課題に対する提案（様式7）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で的確に理解していると評価できる	15点
当該業務を実施する上で十分に理解していると評価できる	12点
当該業務を実施する上で概ね理解している	8点
当該業務を実施する上での課題の把握に疑問がある	0点

・提案内容の実現性

課題に対して解決策の提案がなされているかを「課題に対する提案（様式7）」に基づき、実現性を踏まえ、総合的に評価する。

課題を解決する上で優れた提案があると評価できる	15点
課題を解決する上で十分な提案があると評価できる	12点
課題を解決するための提案として概ね評価できる	8点
課題を解決するための提案としては疑問がある	0点

ウ 課題2 全市展開に向けた事業スキームの考え方について

・課題に対する理解力

課題に対して的確に理解しているかを「課題に対する提案（様式7）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で的確に理解していると評価できる	15点
当該業務を実施する上で十分に理解していると評価できる	12点
当該業務を実施する上で概ね理解している	8点
当該業務を実施する上での課題の把握に疑問がある	0点

・提案内容の実現性

課題に対して解決策の提案がなされているかを「課題に対する提案（様式7）」に基づき、実現性を踏まえ、総合的に評価する。

課題を解決する上で優れた提案があると評価できる	15点
課題を解決する上で十分な提案があると評価できる	12点
課題を解決するための提案として概ね評価できる	8点
課題を解決するための提案としては疑問がある	0点

(3) 見積金額群

・見積金額の妥当性

提出された見積金額について、妥当性があるか評価する。

上限額に対して5%以上の安価である	10点
上限額に対して3%以上5%未満の安価である	8点
上限額に対して3%未満の安価である	5点